

旭市ふるさと応援寄附推進事業協力事業者募集要領

1. 目的

この要領は、ふるさと納税制度を通じて全国の寄附者と旭市内(以下「市内」という。)の事業者を結び、旭市(以下「市」という。)の固有の魅力を発信するとともに、持続可能な地域振興を図ること及び地場産品の販路拡大や地域経済の活性化に留まらず、制度本来の趣旨に鑑み、寄附者との継続的な関係を構築し、ひいては市のブランド価値向上に資することを目的として、特産品等を提供いただく協力事業者(以下「協力事業者」という。)を募集するために必要な事項を定めるものである。

2. 中間事業者

市は、ふるさと納税業務の効率的な運用及び寄附者への適切な対応のため、業務の一部を中間事業者に委託する。協力事業者は、特産品等の登録、受発注、配送、精算等の具体的な手続きについて、中間事業者と調整の上、その運用に従うものとする。

3. 募集の要件

応募に当たっては、次の「4. 協力事業者の要件」及び「5. 特産品等の要件」の要件を、原則全て満たしていることが必要である。

4. 協力事業者の要件

協力事業者として登録を希望する者(以下「登録希望者」という。)は、旭市ふるさと応援寄附推進事業実施要綱(平成 28 年旭市告示第 1 号。以下、「実施要綱」という。)に定める要件のほか、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 所在地等

原則として、特産品等の製造、加工、サービスの提供その他主要な工程を行う事業所、工場等の拠点が市の区域内に所在する法人、団体又は個人事業者であること。

特産品等の製造又は加工が市内で行われている場合であっても、当該特産品等の販売主体(本社、販売を所管する事業所等)が市外に所在する場合は、原則として協力事業者の対象としない。

ただし、市が、当該特産品等が市の魅力発信やブランド向上に特に資すると認める等、特段の必要があると判断した場合は、この限りでない。

(2) 市税の滞納がないこと

登録の審査に当たり、市が市税の納付状況について調査することに同意できること。

(3) 事業の継続性及び健全性

登録希望者は、安定的かつ継続的に事業を遂行する能力を有していること。市は、本要件の審査のために必要があると認めるときは、事業概要や財務状況に関する資料の提出を求めることができる。

(4) 法令遵守

事業の実施にあたり、関係する全ての法令、条例等を遵守していること。

(5) 賠償責任保険

製造物責任法(平成 6 年法律第 85 号)の対象となる特産品等を取り扱う事業者においては、生産物賠償責任保険(PL 保険)又はこれと同等の損害を補てんできる保険に加入していること。

(6) 体験型特産品等の安全性

体験型特産品等を取り扱う事業者においては、参加者の安全確保に最大限配慮し、必要に応じて傷害保険への加入を案内する等の措置を講じていること。

(7) 反社会的勢力の排除

登録希望者の代表者、役員又はその経営に実質的に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又は旭市暴力団排除条例(平成 24 年旭市条例第 2 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等のいずれにも該当しないこと。

(8) 受注体制

中間事業者と連携・協力して業務に当たることができ、直接、中間事業者と特産品等の提供に関する契約締結が可能であること。原則として、電子メール等による受注対応や市及び中間事業者との連絡が可能であること。

5. 特産品等の要件

協力事業者が特産品等として登録できる物品及び役務(以下「特産品等」という。)は、実施要綱に定めるもののほか、次の各号に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

(1) 地場産品基準への適合

特産品等は、平成 31 年 4 月 1 日付け総務省告示第 179 号第 5 条に規定される総務大臣が定める基準(以下「地場産品基準」という。)及び当該告示に関する総務省通知に適合するものであること。

なお、地場産品基準は、国の制度改正により随時見直される。特に、熟成肉及び精米の原材料産地に関する基準、区域内での加工における付加価値の算出方法等が厳格化されている。協力事業者は、常に最新の地場産品基準を自らの責任において確認し、遵守すること。

(2) 関係法令の遵守

食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)、食品表示法(平成 25 年法律第 70 号)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)、特許法(昭和 34 年法律第 121 号)その他関係法令を遵守しているものであること。

(3) 金銭類似性の高いものでないこと

商品券、プリペイドカード、電子マネー、ポイントその他金銭類似性の高いものでないこと。

(4) 市の品位を損なわないこと

公序良俗に反するもの、その他市の品位を損なうおそれのないものであること。

(5) 食料品の取扱い

食料品については、寄附者に特産品等が到着後、適切な賞味期限が保証されていること。ただし、生鮮食料品(鮮度が高く要求されるもの)についてはこの限りではないが、特産品等の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整等を行うこと。運搬に当たっては、食品衛生法等に基づき運搬方法等に留意すること。

6. 協力事業者の遵守事項

協力事業者は、登録期間中、次の各号に掲げる事項を誠実に遵守しなければならない。

(1) 国の制度等への準拠義務

協力事業者は、ふるさと納税制度に関する地方税法その他の法令、総務省が発出する告示、通知、事務連絡及び Q&A 等(以下「国が定める制度」という。)の内容を、自らの責任において常に確認し、その最新の定めに従って事業を遂行しなければならない。

(2) 募集の適正化への協力

協力事業者は、市及び中間事業者と連携し、国が定める制度に準拠した適正な募集活動が行われるよう、本項の(3)から(6)に掲げる事項を含む一切の事項について全面的に協力しなければならない。

(3) 利益供与の禁止

寄附の対価として、社会通念を超える経済的な利益(ポイント付与等を含む。)を供与してはならない。

(4) 特産品等の安定供給及び在庫管理

協力事業者は、特産品等の安定的な供給に努めるとともに、品切れ等による機会損失や寄附者への迷惑を防止するため、中間事業者に対し、常に正確な在庫情報の共有を行わなければならない。

(5) 市が実施する研修等への参加

協力事業者は、国が定める制度の変更点や運用上の留意事項について理解を深めるため、市が説明会又は研修会を開催する際には、事業責任者又は担当者が出席するよう努めること。

(6) 苦情等への誠実な対応

特産品等の品質、表示、配送等に関し、寄附者から苦情又は問合せがあった場合は、市及び中間事業者と連携し、自らの責任と費用負担において、迅速かつ誠実に対応し、その解決に努めなければならない。

7. 登録、変更及び廃止

- (1) 登録希望者は、旭市ふるさと応援寄附協力事業者申込書兼誓約書(別記様式)を市長に提出しなければならない。
- (2) 市は、前項の申込書兼誓約書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合に限り協力事業者として登録し、登録の可否について登録希望者にメール等で通知する。なお、登録の判断に当たり、「4. 協力事業者の要件」及び「5. 特産品等の要件」に掲げる要件を全て満たした場合であっても、市が協力事業者として適当でないと認めたときは、登録しないものとする。
- (3) 協力事業者は、登録された内容に変更が生じたとき、又は特産品等の提供を廃止しようとするときは、速やかに市及び中間事業者に報告しなければならない。

8. 特産品等の価格の設定及び寄附金額の決定

- (1) 特産品等の価格は、商品代金、梱包代、消費税及び地方消費税を含むものとし、寄附金額の3割以下の範囲内で設定し、市場での実勢価格等を勘案した社会通念上相当と認められる額でなければならない。
- (2) 寄附金額は、事業者から提出された特産品等の価格及び送付にかかる費用を勘案したうえで市が決定する。なお、特産品等の送付に係る費用は市が負担する。

9. 特産品等の発送

- (1) 特産品等の発送は、協力事業者が行うものとする。協力事業者は、中間事業者からの発送指示に基づき、原則として指定された期間内に特産品等を発送しなければならない。
- (2) 市がパンフレット等の同封を依頼した場合は、可能な範囲で協力するものとする。

10. 個人情報の取扱い

- (1) 協力事業者は、本事業の遂行にあたり取り扱う寄附者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び旭市個人情報保護法施行条例(令和4年条例第18号)その他関係法令を遵守し、定期的な点検や本業務従事者への社内研修を通じた周知などを行い、適正に管理しなければならない。
- (2) 協力事業者は、寄附者の個人情報を特産品等の発送及びこれに付随する連絡以外の目的で利用してはならない。

- (3) 協力事業者の責めに帰する理由により、個人情報漏えいする等して市又は第三者に損害を与えたときは、協力事業者は賠償責任を負うものとする。

11. 登録の解除

市は、協力事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その登録を解除することができる。

- (1) この要領に定める要件又は遵守事項に違反したとき。
- (2) 市に提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 協力事業者の責めに帰すべき事由により、市の信用を著しく損なう行為があったとき。
- (4) その他、協力事業者として不適当であると市が判断したとき。

12. 損害賠償

協力事業者が、故意又は過失によりこの要領の規定に違反し、市、中間事業者又は寄附者に損害を与えたときは、その損害の全額を賠償する責任を負うものとする。これには、協力事業者の行為に起因して市が総務省から指導、勧告又は指定の取消し等の措置を受け、これにより市が被った一切の損害を含む。

13. 制度変更等に係る免責

国が定める制度の変更又は廃止に伴い、協力事業者に不利益又は損害が生じた場合であっても、市はその責めを負わない。

14. その他

この要領に定めるもののほか、疑義が生じた際の対応など必要な事項は、市が別に定める。

(別記様式)

旭市ふるさと応援寄附協力事業者申込書兼誓約書

令和 年 月 日

旭市長 様

所在地:

事業者名:

代表者役職・氏名:

私(当社)は、旭市ふるさと応援寄附協力事業者として登録を申し込みます。また、協力事業者に登録された場合は、貴市が定める「旭市ふるさと応援寄附推進事業協力事業者募集要領」の全ての規定を誠実に遵守することを誓約します。

特に、次の事項について深く理解し、これを遵守します。

- 1 市内に主要な工程を行う事業所等の拠点があること、市税の滞納がないこと、事業の継続性、法令遵守、反社会的勢力の排除など、本要領に定める「協力事業者の要件」を全て満たします。また、当該要件の確認のため、貴市が私の市税の納付状況について関係公簿等を調査することに同意します。
- 2 提供する特産品等が、総務省の定める最新の地場産品基準に適合するものであることを、自らの責任において確認し、遵守します。
- 3 関係法令を遵守し、金銭類似性の高いものや、市の品位を損なうものを特産品等としないことを誓います。
- 4 国が定める制度、通知等を常に確認し、その定めに従って事業を遂行します。
- 5 中間事業者と誠実に連携し、特産品等の安定供給と正確な在庫管理に努めます。
- 6 特産品等の価格は、寄附金額の3割以下の範囲で適正に設定します。
- 7 寄附者からの苦情等には、市及び中間事業者の指導のもと、自らの責任と費用で迅速かつ誠実に対応します。
- 8 業務上知り得た個人情報、特産品等の発送等の目的以外には一切利用せず、法令に基づき適正に管理します。
- 9 本誓約及び本要領の規定に違反した場合、申込書に虚偽があった場合、その他市が不適当と認めた場合には、登録を解除されることに同意します。
- 10 故意又は過失により市、中間事業者又は寄附者に損害を与えたときは、その損害の全額を賠償する責任を負うことに同意します。
- 11 本書の記載内容に虚偽がないこと、また本誓約に違反した場合には、協力事業者の登録を取り消されても一切異議を申し立てないことを誓います。